

都監第42号
令和3年8月4日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 大浦さとる

令和2年度都城市基金運用状況審査意見について

地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された令和2年度都城市各基金の運用状況を示す書類について審査したので、その結果について意見書を提出します。

令和2年度 都城市基金運用状況審査意見

第1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第241条第5項に基づく基金の運用状況審査

第2 審査の対象

令和2年度における審査の対象は、次のとおりである。

- ① 令和2年度 都城市物品調達基金
- ② 同 都城市土地開発基金
- ③ 同 都城市奨学資金貸付基金

第3 審査の期間

令和3年6月10日から同年8月4日まで

第4 審査の主眼及び方法

審査に付された各基金運用状況報告書及び関係書類について、都城市監査基準（令和元年度都監委訓令第1号）に基づき、審査した。

審査に当たっては、①運用状況報告書が自治法その他関係法令に則して作成されているか、②基金の運用状況に関する計数は正確か、③基金は設置目的に沿って有効に運用されているかなどに主眼を置き、各基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めるなどの方法により、実施した。

第5 審査の結果

審査に付された各基金運用状況報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し正確であると認められた。

なお、いずれの基金においても設立当初と大きく情勢が変わっているため、抜本的な見直しが求められよう。

第6 審査意見

1 物品調達基金

物品調達基金は、物品の集中調達を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に、自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたもので（都城市物品調達基金条例（平成18年条例第71号）第1条）、基金の額は、2,000万円である（同条例第2条）。

本年度末現在高は、預金25,883,461円及び物品323,394円（合計26,206,855円）で、基金の運用益は、6,206,855円（本年度末現在高の合計額26,206,855円－基金の額20,000,000円）となっている。

本基金における物品の取扱額内訳によると、各課に共通する「物品」（消耗品等）の占める割合は約2割（16.6%）にとどまっており、複合機の管理に必要な「チャージ料」等の取扱いが、そのほとんどを占めている。

「物品」の集中調達実施のために設置された本基金であるが、その取扱額の大半を「チャージ料」（役務の提供の対価）が占めている現状が、本基金の設置目的に沿った運用と言えるのか、また、物品の流通・供給体制が整備された今日において本基金の運用を継続することに意義があるのか、甚だ疑問である。

本基金については、廃止を含め、抜本的な検討が求められる。

物品調達基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	29,680,559	20,962,839	24,759,937	25,883,461
物 品	452,028	14,627,350	14,755,984	323,394
合 計	30,132,587	35,590,189	39,515,921	26,206,855

2 土地開発基金

土地開発基金は、市が公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に、自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき設置されたもので（都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 1 条）、基金の額は、17 億 4,109 万 7,000 円である（同条例第 2 条第 1 項）。

本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円で、基金運用上生じた預金利子 123,776 円については、一般会計（基金運用収入）に収納されている。

昭和 44 年に基金の額 7,000 万円で創設された本基金は、土地の先行取得需要の増加により、平成 17 年度には 25 億 9,196 万 8,000 円まで増額され、その後、平成 22 年度に現在の額に減額されている。昭和から平成と約 50 年にわたり、基金の活用による土地の先行取得が行われ、本市事業の推進が図られてきたところであるが、近年においては土地取得や貸付けの実績はなく、その設置目的に沿った運用は行われていない。厳しい財政状況の中、運用予定のない 13 億円弱の現金を保有していることに疑問がある。

土地の先行取得需要の減少及び地価の下落傾向が継続する今日、土地の先行取得を目的とする本基金については、廃止を含め、抜本的な検討が必要であろう。

土地開発基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	1,279,839,251	123,776	123,776	1,279,839,251
土 地	0	0	0	0
貸 付 金	461,257,749	0	0	461,257,749
合 計	1,741,097,000	123,776	123,776	1,741,097,000

3 奨学資金貸付基金

奨学資金貸付基金は、都城市奨学金条例（平成18年条例第304号）により、高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てることを目的に、自治法第241条第1項の規定に基づき設置されたもので（都城市奨学資金貸付基金条例（平成18年条例第305号）第1条）、基金の額は、9,891万426円である（同条例第2条第3項）。

本年度末現在高は、預金93,325,426円及び貸付金5,585,000円（合計98,910,426円）で、本年度の新規貸付金は240,000円（2人）、償還額は2,167,000円（42人）となっている。

本基金は、「高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てる」ことを目的に設置されたもの（都城市奨学資金貸付基金条例第1条）であるが、本年度末の貸付割合（貸付金年度末現在高÷基金年度末現在高）は、僅か5.6%となっており、基金の利用状況（貸付割合）は10年前（平成23年度）の約6分の1まで減少している（図参照）。

これに加えて、国による高等学校等就学支援金制度（高等学校等の授業料支援）の導入により、高等学校等の授業料は実質、無償化となっている。

このような現状及び事情変更を踏まえ、条例改正を含め、基金の抜本的な活用方策について早急に検討する必要がある。

奨学資金貸付基金運用状況

（単位：円）

区 分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	91,392,426	2,173,000	240,000	93,325,426
貸 付 金	7,512,000	240,000	2,167,000	5,585,000
合 計	98,904,426	2,413,000	2,407,000	98,910,426

